

(㉔) 家庭、社会における道徳教育を充実し、学校との連携を密にする。

イ 生徒指導

(㉕) 生徒指導に対する教職員の共通理解を深め、組織、指導計画等を充実して校内体制を確立する。

(㉖) 生徒指導についての教師の専門的知識、技能を高め、集団の指導とともに個人指導を充実徹底するようにする。

(㉗) 家や学校における生徒指導への関心を高め、青少年の健全育成、保護育成のための諸機関、諸団体と連携を密にして指導の効果をあげるようにする。

〔事業計画〕

ア 道徳教育講習会

事業名	事業主体	昭和40～45年度		昭和46～59年度	
		事業内容・事業量	事業費	事業内容・事業量	事業費
道徳教育中央講座派遣	県	対象人員 道徳教育指導者講座72名 高校倫理、社会講座 20名 単年度計画 小、中学校教諭 18名 高校教諭 5名 経費 255千円 昭和42年度より実施 期間内の事業費 255×4	1,020 千円	(同 左) 期間内の事業費 255×5	1,275 千円
道徳教育講習会	県	対象人員 8,000名 単年度計画 参加人員 1,600 会場 16 経費 279千円 昭和42年度より実施 期間内の事業費 279×4	1,116 千円	(同 左) 期間内の事業費 279×5	1,395 千円
倫理・社会講習会	県	対象人員 180名 単年度計画 参加人員 90名 会場 3 経費 130千円 期間内事業費 130×2	260 千円	(同 左) 期間内事業費 130×2	260 千円

(事業実施の方針)

(㉘) 中央講座派遣によって指導者を養成する。

(㉙) 道徳教育講習会は、各教育事務所ごとに小中学校教員を対象として開催する。

(㉚) 倫理・社会講習会は、県内3会場、前期に2回、後期に2回開催し、高校における倫理・社会担当教員を対象とする。

イ 生徒指導に関する指導者の養成、講習会の開催、研究学校の指定、生徒指導研究協議会の開催、生徒指導体制の確立（前掲「青少年非行対策の強化」参照）